

## 論 文

## デンマークにおける犯罪者の社会復帰の取り組みの動向

—我が国への示唆として—

岡部 眞貴子

## ■ 要約

近年、我が国では刑事司法改革が行われ、「刑事収容施設および被収容者等の処遇に関する法律」<sup>1)</sup> や「更生保護法」<sup>2)</sup> が制定されている。その背景には、犯罪の複雑化や凶悪化、再犯の増加等があり、司法としての対応が迫られてきたことがある。課題として、刑務所内の処遇や社会内の保護観察の在り方、犯罪者の社会復帰支援の不足等が指摘され、現在、新たな政策づくりの取り組みが行われている。

犯罪者の社会復帰について、寛容政策を基本として独自の取り組みを行っているのが、北欧諸国である。特に、デンマークでは、歴史的な福祉政策を基に、犯罪者と国民の共生社会を目指した取り組みが行われている。成熟した民主主義を基本に、リスクと安全のバランスを、国民の合意を得ながら現実的な方法に基づいて保ち、取り組みを進めている。

本稿では、デンマークの犯罪者の社会復帰の動向を、刑務所における開放処遇とコミュニティ・サービス・オーダー（社会奉仕命令）<sup>3)</sup> の実際を調査することによって、現在、我が国が取り組んでいる犯罪者の社会復帰施策への示唆としたい。

## ■ キーワード

デンマーク・犯罪者・社会復帰・開放処遇・社会奉仕命令・共生

## I はじめに

## 1. 研究の背景

近年、罪を犯した人の社会復帰や再犯防止が社会的課題になっている。<sup>4)</sup> その背景として、凶悪事件の発生や再犯者の増加によって、社会の不安感が増大していることがあげられる。政府は、それらを緊急的課題ととらえ、「再犯防止のための取り組みと、効果的かつ具体的な施策を講ずる」と議論を始めている。<sup>5)</sup> 同時に、法務省においても刑事司法改革が行われ、2006年には、明治以来刑務所管理の根拠法であった「監獄法」が改正された。また、2005年7月には、「更生保護のあり方を考える有識者会議」<sup>6)</sup> を設置し、更生保護制度の過去・現在を検証し、今後の在り方や方向

性を検討した。その結果、2008年には、犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法とを整理統合した、「更生保護法」が制定された。最終報告書では、「現状の社会復帰の課題として、矯正施設から社会復帰に至るまでの一貫性のある計画的な処遇がないこと」が指摘され、社会復帰に重点をおいた、矯正処遇の重要性と出所後の支援の必要性が言及された。2006年9月には、法制審議会「被収容人員適正化方策に関する部会」<sup>7)</sup> において、「施設内処遇と社会内処遇を適切に連携させて、再犯防止・社会復帰を一層促進させる」という観点から、さまざまな制度が検討された（森本：2011）。その中では、刑の一部執行猶予制度が提案された。

一方、国際的にみると、1990年に国連で社会内処遇の在り方が議論され、犯罪者の再社会化において、非拘禁的措置の促進が目ざされた。結果と

して、社会内処遇の国連最低基準規則が採択された。(東京ルールズ)<sup>8)</sup>

このような国際的動向の中で、2009年に法務省は、「施設内処遇と社会内処遇の連携という観点から、改善・更生の見込みのある者は、刑務所から社会内処遇へ早めに移行することも考慮すべきである」とした。だが、刑務所からの早期出所は課題も多く、「社会の安全と犯罪者の改善更生」を実際にどのように運用するかということについては、はっきりした方向性は見えていない。

寛容政策という独自の方針で、刑務所の開放処遇や社会内処遇に重点をおき、犯罪者の社会復帰に先駆的に取り組んでいるのが、北欧諸国である。特に、デンマークでは歴史的に成熟させてきた福祉政策を基に、市民としての社会生活保障の一貫として、犯罪者の社会復帰政策に取り組んでいる。刑罰を刑務所でという一面的観念でとらえず、オルタナティブな方策を実験的に取り込みながら進めている。

そこで、本稿では、犯罪者の社会復帰の促進という観点から、現在我が国で議論されている社会内処遇(社会奉仕命令・刑の一部執行猶予<sup>9)</sup>)や刑務所開放政策(刑務所から外部通動作業、外出等)という新しい取り組みに示唆を得るべく、これらに先駆的に取り組んでいるデンマークの実際や課題を報告する。

## 2. 調査概要

期間：2012年1月29日から2月6日(9日間)

内容：開放刑務所と保護観察所の実態や課題等を把握する目的で視察を行い、担当者からのヒアリング調査を実施した。

- (a) 開放刑務所：デンマークの首都地域にあるホルセルド刑務所(Statsfængslet vend Horserod)で、事務官・ソーシャルワーカー(Susie.Kjaer)・教員(Anina In-hye Kruge)・3名の受刑者にヒアリ

ング調査を行った。(2012年2月2日)

- (b) 保護観察所：Direktoratet for Kriminalforsorgen Straffuldbyrdseskontoret コペンハーゲン市内の事務所を訪問し、事務局長Susanne Clausenと弁護士Julie Bergholt Anderssonからコミュニティ・サービスの実施状況についてのヒアリングを行い、事務局長作成資料を入手し、分析の資料とした。(2012年2月3日)

## II デンマークの基本情報と司法制度の概要

デンマークは、ヨーロッパの北西に位置する人口551万(2011年現在)、面積4,300km<sup>2</sup>の小国である。自治権を有するグリーンランドとフェロー諸島とともに、デンマーク王国を構成し、国王を元首とする立憲君主制国家である。国王は国際関係において王国を代表し、神聖不可侵とされる。

デンマークの政治体制において三権分立がとられたのは、1849年の絶対君主制から立憲君主制に変わり、自由主義憲法が制定されてからである。これにより、司法権は行政権、立法権から独立し、裁判所が担うことになった。政策においては、比較的強い福祉志向によって特徴づけられる。平等主義の精神を維持し、経済的・社会的平等の理念を保持している。

隣国のノルウェー、スウェーデンとは、北方ゲルマン系のスカンジナビア人という共通の先祖を持ち、類似の歴史・文化的背景を持ち、法制度においても重なる部分が多いと言われている。デンマーク法は、バイキング時代(7世紀～11世紀)に始まる口頭伝承による慣習法であった古スカンジナビア法に始まる。当時バイキングとして征服したイギリスを含めた近隣諸国を植民し、その国の法に与えた影響も大きいと言われている。国家レベルでの本格的な法典編纂は、1241年のユラ

ン法であり、それまでの慣習法を成文化したものであった。それは、その実効性においては不十分であったが、犯罪がそれまでの私権から刑罰制度の対象になるという契機になり、復讐の観念が変化した。1683年には、絶対王政の確立により、デンマーク最初の統一法典「クリスチャン5世のデンマーク法」が制定された。現行デンマーク憲法は1849年に発効し、その後、社会情勢の変化によって1866年、1915年、1920年、1953年に憲法改正が行われている。

法体系の最高法規は憲法である。通常の裁判は、地方裁判所・高等裁判所・最高裁判所の三段階で、原則として二審制で行われている。地方裁判所は全国に24カ所あり、第一審裁判所である。取り扱う事件は、民事事件と軽微な刑事事件、および自白事件である。高等裁判所はデンマークの東西二カ所にあり、重罪事件（求刑4年以上）の第一審と地方裁判所からの控訴事件を所管している。最高裁判所は通常、高等裁判所が第一審（陪審事件）として扱った民、刑事事件についての上訴を扱うが、量刑変更のみであり、有罪・無罪の判定の変更はしない。その他、特別裁判所として、海事・商事裁判所、特別再審査裁判所、国事裁判所がある。

裁判の原則は、(a)当事者主義 (b)公開主義 (c)口頭主義 (d)弁論主義、である。デンマークでは、刑事裁判において参審制と陪審制を併用している。参審制は、地方裁判所で職業裁判官と任期制の民間人により、求刑が4年未満の軽罪の否認事件において行われる。また、控訴による二審が、高等裁判所において参審制によって行われる。陪審制は、求刑が4年以上の重い刑の時に、高等裁判所の一審で行われる。

### Ⅲ デンマークの刑事司法

#### 1. 刑法と刑事政策

刑事司法は公法の一部門であり法務省が管轄し

ているが、裁判所は独立している。法務省の管理下には警察・検察・矯正保護局がある。

デンマークの最初の刑法は1866年に発布されたが、その後の大きな改正は、現行刑法のもとになっている1930年刑法と1973年改正法である。1930年には身体刑や死刑、過酷な労働の廃止が明記された。1973年改正法では、それまでの矯正処遇や保安処分が見直された。1973年改正法以降の厳罰化により、1980年代からは刑務所の過剰収容が問題になり、早期釈放や社会内処遇が取り込まれるようになった。

刑事司法が処遇原則としているのが、「欧州条約」の人権および基本的自由の保護や欧州評議会の「国連・犯罪防止と犯罪者処遇に関する会議」で採択された受刑者の保護の規定である。それらの処遇原則をもとに、寛容政策を実施しているのだが、その基本原則としては、次の6点にまとめられる。(a)ノーマライゼーション (b)開放的な処遇 (c)犯罪者の責任意識の涵養 (d)コミュニティと犯罪者の安全確保 (e)最小限の介入 (f)社会資源の最大限の活用。<sup>10)</sup>

デンマークは我が国と同様に、比較的治安が良く刑罰は軽い。刑罰の種類は、罰金刑、電子タグ付き在宅拘禁、保護観察付社会奉仕命令、7日～30日の社会復帰を目的とした刑務所収容、1カ月から16年の禁固刑、殺人や重大犯罪に対する終身刑等である。複数の犯罪を行った場合は刑罰の重い刑が採用され、暴力や性犯罪は、ほとんどが刑務所に収容される。通常犯罪者は刑期の3分の2を過ぎると、仮釈放の対象になる。終身刑は、12年が仮釈放の目安になっている。

最近の刑務所に収容される期間は下記のようになっている。

#### 2. デンマークの矯正保護サービス (Prison and Probation Service)

デンマークの矯正保護局は、刑務所と保護観察

所が一体となっている法務省の一機関であり、処遇の目標を共有している。サービスの目的は犯罪を減らすことであり、これは警察・検察・裁判所と共有する。その考え方の特徴は、「刑務所は最後に行く所であり、受刑期間は出来るだけ短期間にする」「社会復帰を目標に多様な方策を用いる」というものである。<sup>11)</sup>

組織は下記のようになっている。

デンマークの刑務所はすべて国が管轄し、矯正保護局が管理している。開放刑務所は1933年、少年受刑者のために労働に重点をおき実施された。その後、1940年～47年の過剰収容対応として拡大

された。2011年時点の一日当たり平均受刑者は、約4,100名である。(刑務所2,500名・拘置所1,400名・女性170名・少年20名)<sup>12)</sup>

裁判所により有罪の判決を受けると、一般には、開放刑務所に入るが、凶悪犯とされている性犯罪・薬物常習・強盗・殺人・放火等や、過去に開放刑務所から逃亡経験のある者は、閉鎖刑務所に隔離される。性犯罪者は、数は少ないが厳しく処罰される。常習性犯罪者や薬物常習者は、コペンハーゲンにあるヘルステッドバスター刑務所に収容され、改善処遇プログラムを受けることが義務づけられ、その後の状態を注意深く観察される。

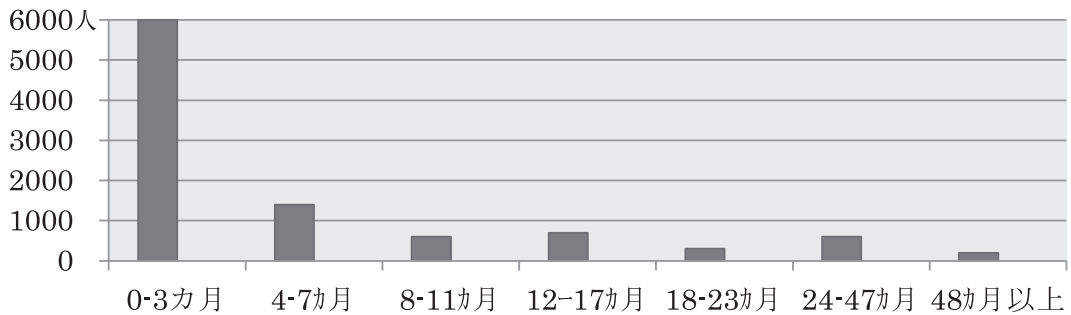
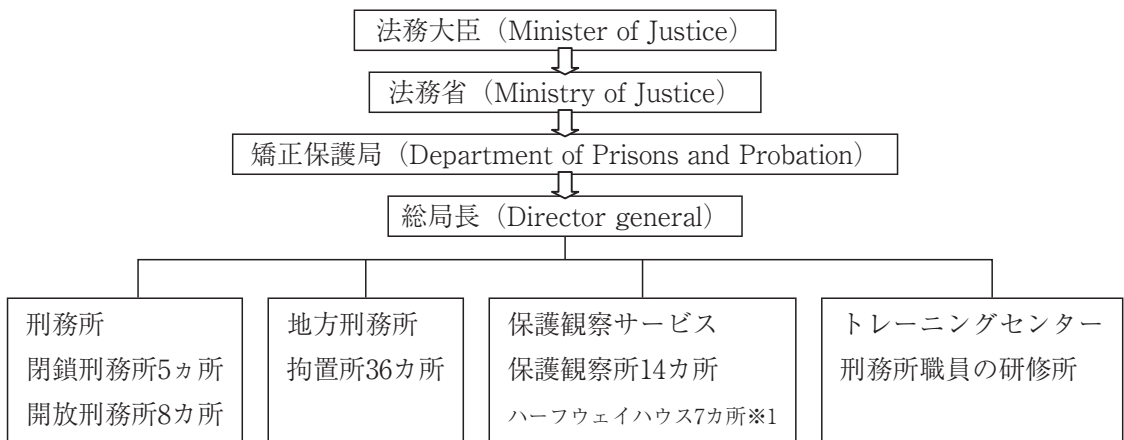


図1 刑務所収容期間と人数



出典：KRIMINAL FORSORGEN 「The Danish Prison and Probation Service 2011」

※1ハーフウェイハウス：犯罪者が出所後社会復帰を目標に一時的に居住する施設。出所後有期で社会復帰プログラムを受ける場合や任意で居住を希望する場合がある。開放刑務所の次に行く場であり、遅い帰宅時間や家族が泊れる等ルールが緩い。

図2 矯正保護局組織図

#### IV 開放刑務所の処遇実態—ホルセルド開放刑務所 (Statsfængslet ved Horserød) 視察を通して—

##### 1. 刑務所概要

ホルセルド開放刑務所は、デンマークの首都コペンハーゲンから北に約30km、人口約46万人のヘルシンゲア（Helsingør）という移民の多い町にある。歴史的には、1917年にドイツから連れてこられたロシア人捕虜収容所として、最初に建てられた。第一次大戦後は、ドイツからの抑留者や孤児の収容所となったが、1943年には不可侵条約を結んでいたドイツ軍によって占領された。第二次大戦後の1947年に、法律で刑務所として位置づけられた。

現在、男女混合開放刑務所であり、外観は、門も塀もなく平屋の建物が点在しており、大きな農場のようである。3km<sup>2</sup>の敷地内には、開放棟（house of opened）・性犯罪者用の閉鎖棟（house of closed）・未決収容棟（house of remand）・作業棟・教育棟・管理棟・教会等がある。受刑者収容室は223あり、すべて個室である。全室禁煙、禁酒である。

収容者選択基準は、①刑期 ②過去の服役中における逃走の有無 ③開放施設での精神的プレッシャーに耐えうる能力（いつでも出れる開放施設の方が、常時の自己コントロールが必要であり、ストレスがかかる）である。具体的には、比較的軽微な犯罪者・初犯者・刑期が4カ月から6カ月の累犯者、あるいは、近隣に家族がおり、出所近くになり移送されてきた者等である。女性は薬物中毒者が多く、半開放棟に収容される。

職員数は現在、管理者4名、刑務官93名、事務員8名、教師4名、職業指導員22名、看護師2名、医者1名、心理士1名、ソーシャルワーカー7名である。開放刑務所の職員数は閉鎖刑務所の職員数の2分の1である。

##### 2. 処遇

ホルセルド開放刑務所は社会復帰を目的に、前述した国の基本処遇方針に沿い、(a)ノーマライゼーション理念の実現 (b)収容者の自己管理の促進 (c)早期釈放とアフターケア、に重点を置いた運営を行っている。

###### (1) ノーマライゼーション理念の実現

デンマークでは、社会理念の一つであるノーマライゼーションの考え方が、犯罪者にも適用されている。犯罪者を社会的ニーズのある一市民ととらえ、社会の中で普通に生活し、活動出来ることが、彼らの本来あるべき姿であるという考え方である。したがって、刑務所収容者を可能な範囲で社会生活に近付け、外部社会との接触を保つようにし、スムーズな社会復帰に繋がるようにする。同時に、刑務所内は、出来るだけ一般社会の環境に近いように配慮される。

各収容者の部屋には、一般社会と同様に、ベッド・洋服ダンス・机・本棚・洗面台等が備品として備え付けられている。私物としての衣類や趣味の物等の持ち込みも可能である。各棟には、数人が集まって食事ができるキッチンがあり、収容者同士が調理をしたり、飲食をともにしたりできるようになっている。個人の部屋は施錠はされないため、自由にトイレやシャワー室、キッチンに行くことができる。（夜間は棟の施錠は行われる。）

デンマークの開放刑務所の実態と日本の刑務所を比べると、社会との関係を維持する処遇において大きく異なる。デンマークでは、家族関係や社会関係の継続を重要視し、週末外出や面会時間等において、柔軟に対応している。例えば、個人面会室と家族面会室を用意し、家族面会室にはゆったりとしたソファ等が設置され、リビングルームのように、家族がくつろげるように配慮されている。面会時には、子どものおもちゃや菓子・軽食・飲み物等の持ち込みができ、飲食をしながら



の面会が可能である。通常面会は週5時間許可され、特別な場合を除き、立会人がつかない。3歳までの子どもは、希望すれば、収容されている親と生活をともにできるようになっており、家族部屋、子どものプレイルーム等も設置されている。外部との関係保持のために、手紙やコイン式電話も許可されている。

我が国では、刑務所内は閉鎖的処遇が中心になっており、外部との接触は制限されている。家族も例外ではなく、長期の刑務所生活により、有用な社会資源である家族・友人・職業・住居等が失われるという実情がある。

## (2) 自立に向けての処遇

収容者は、出所後のための生活訓練として、生活を自分でコントロールするように働きかけられる。日々の生活の自己管理として、食品や必要雑貨等を自分で購入し、金銭管理訓練を行う。また、調理は、ダイニングキッチンで受刑者同士（4、5人）が協働で料理を教え合う。加えて、受刑者は、病気でないかぎり仕事か教育を自分で選ばなければならない。ソーシャルワーカーと相談しながら、関心のある作業か教育を選び、継続していく。職員は、彼らが自立した生活能力が身につくように、教育的処遇を行う。教育プログラムは、教師が職員として配置され、一般教科（算数、読み書き）、言語教育（デンマーク語、英語、フランス語）、コンピューター操作等を行っている。治療プログラムとしては、(a)女性受刑者へのアルコールと薬物プログラム (b)一般的な薬物プログラム (c)認知行動療法 (d)ストレスマネジメントプログラム (e)暴力抑止プログラム等が、外部から専門家が来て行われている。

一般に、刑務所生活によって、依存的態度になりやすいのは各国共通である。日本では調理・洗濯・掃除等は、それぞれ刑務所のルールに基づき、受刑者が役割を分担して行っている。作業につい

ては、与えられた仕事を真面目に行うことが良い受刑者と評価される。したがって、刑務所生活が長くなると、出所後、生活力・自立心・判断力・責任感・自尊心が低下し、社会復帰が困難になる。

## (3) 早期釈放支援

社会復帰支援担当者として、刑務所内にはソーシャルワーカーがいる。その業務は受刑態度を評価し、社会復帰に向かって更生プログラムの種類・外出時間・仕事探しの時期等を本人と相談しながら決定する。その際、人間的な接触と同時に、社会や本人のリスクの評価をする。また、外部の社会資源（就労・福祉・保健・医療）との調整等を行い、出所後の生活の道筋をつける。そのため、刑務所のソーシャルワーカーは、地域との連携を保つコーディネーターの役割をも担っている。担当地域は、全国98自治体をそれぞれ分割して受け持つ。

早期釈放において重要なのが就労である。刑務所内の作業は、社会に出て職業に就くための労働教育を行う。例えば、技術習得を目的とした家具製造・板金・大工・営繕・洗濯等の作業が、月曜日から金曜日までである。一週間に37時間は働かなければならず、仕事の選択は本人とソーシャルワーカーで決める。また、グループになって、地域に仕事（ガーデニング・大工・配達・掃除）に出かけ、賃金を得て出所後の生活資金にする。職業訓練や教育の目的ならば、日中に外出が許可される。外出時は、足首に電子タグをつけ、刑務所内監視センターが行き先を把握する。受刑者からは、社会復帰へのイメージづくりとして、元受刑者とのミーティングや相談等が有効であると言われている。

## 3. 課題

開放刑務所の課題として、外出時のリスクがあげられる。2011年のホルセルド開放刑務所の統計によると、外出が許可された受刑者のうち、約

0.1%が外で暴力を行い、2.8%が門限を守らずに、飲酒や薬物を使用して戻ってきている。また、開放刑務所内の犯罪としては、薬物の売買・売春・暴力等が発生し、課題となっている。マリファナの使用は、人目につかないところで日常的に行われている。また、作業を嫌がる受刑者も多い。視察中に、喫煙室で数名の受刑者が座り込んで話しをし、職員に仕事に戻るように注意されている光景が見られた。

職員が受刑者から危害を受けることもある。職員のリスクについて、ソーシャルワーカー Susie Kjaerと教師のAnina In-hye Krügeにヒアリングを行った。身の危険を感じることはないそうだが、職務の基本的態度として次のように述べていた。「厳格さと柔軟さのバランスが大事である。受刑者と良い関係を持つように努力しながら、他方で規則を守ることには、厳格な態度を示す」。刑務所全体で、支援と保安のバランスを微妙に保ちながら、日々、実験的に開放刑務所の運営を行っていることが、今回の視察で確認された。これは、現在我が国で取り組まれている刑務所の処遇改革に、少なからず示唆を与えるものと考えられる。

## V デンマークの社会奉仕命令 (コミュニティ・サービス・オーダー)

### 1. コミュニティ・サービス・オーダーの取り組み概要

コミュニティ・サービスとは「新しい処遇形態としての社会内処遇の一形態として、犯罪者を一般社会の中で通常の社会生活をさせながら、行動の自由に一定の制限を加える遵守事項を課し、定期的なコントロールを加え、犯罪を起ささない生活に導くものである。」(立岩:1987)

デンマークのコミュニティ・サービスは1992年に、「コミュニティ・サービス・オーダー」として刑法(第8章62条~67条)に規定された。<sup>13)</sup> 導入の背景としては、イギリスの影響が大きい。コ

ミュニティ・サービスは、1972年にイギリスで初めてを導入され、その後、欧米諸国に拡大していった。そのような中でデンマークも、刑務所の隔離政策のオルタナティブな政策として、1982年にデンマークの一部の地域で、パイロット事業として実験的に実施した。結果的に大きな問題が起きなかったことから制度化された。導入理由のひとつとして、犯罪者の刑務所過剰収容に伴う処遇改善問題と、その費用の増加があったと言われている。

コミュニティ・サービス・オーダーは拘禁刑の代替手段であり、刑罰の一形態である。具体的には、4ヶ月から2年の間に30時間から240時間、地域の公共機関(教会・福祉施設・図書館等)で、無報酬の奉仕作業(掃除・営繕・整理作業等)を余暇時間に行うものである。裁判所は、コミュニティ・サービス・オーダーを条件に執行猶予をつける。コミュニティ・サービス・オーダーの期間は、保護観察官の監督・指導・支援が行われ、定期面会や再犯防止カウンセリング、奉仕場所への訪問等がある。継続的に決められたルールを守ることが大切だと考えられているため、決められた期間の2/3以内で終わることはできない。その間、遅刻や休みがあると、保護観察官から指導が入り、ルールが守られない場合は、コミュニティ・サービス・オーダーを取り消され、刑務所で受刑しなければならない。

1997年に適用範囲の拡大があり、現在は暴力犯罪者も対象になり、人数が増加している。さらに、2000年からは、飲酒運転の交通事犯に1週間程の拘禁刑とコミュニティ・サービス・オーダーを併用した判決が、裁判所から出されている。現在、非拘禁措置の政策から、その対象者は軽微な犯罪からより重い犯罪に拡大している。近年、毎年、年間約11,000人が有罪となり、そのうち、約4,000人がコミュニティ・サービス・オーダーを宣言されている。

## 2. コミュニティ・サービス・オーダーの評価

保護観察所調査室のSusanne Clausenはコミュニティ・サービス・オーダーの評価結果を次のように説明する。<sup>14)</sup>「再犯率の増減だけで、はっきりと成功か失敗かは言えない。だが、明らかなことは、コミュニティ・サービス・オーダーが刑務所に入るより人道的であり、少なくとも犯罪者にとって、不利な面は出てきていない。加えて、大事なことは国民がコミュニティ・サービス・オーダーを支持している点がある。国民がコミュニティ・サービス・オーダーを受け入れた原因としては、10年間のパイロット事業が良かったのではないか、国民の合意を得ながらゆっくりと進めた経緯がある。」と述べている。(Susanne:2007)

## 3. 我が国の社会奉仕命令の取り組み

我が国では、法務省法制審議会の「被収容者人員適正化方策に関する部会」で、社会奉仕命令(わが国では「社会貢献活動」とされる。以下同じ。)を遵守事項の一手段として、更生保護法(第51条2号)に導入することが提案された。しかし、社会奉仕命令の導入には、賛否両論があり慎重論も多い。

社会奉仕命令の利点としては(a)職場や家族、友人という社会関係を継続しながら犯した罪を

償える。(b)無償の社会奉仕により社会に役立つという有用感が得られる。(c)地域住民から感謝され、更生意欲が高まる。(d)犯罪者に対する地域住民の理解が深まる。(e)定期的な労働により、社会的ルールが身につく等、があげられる。

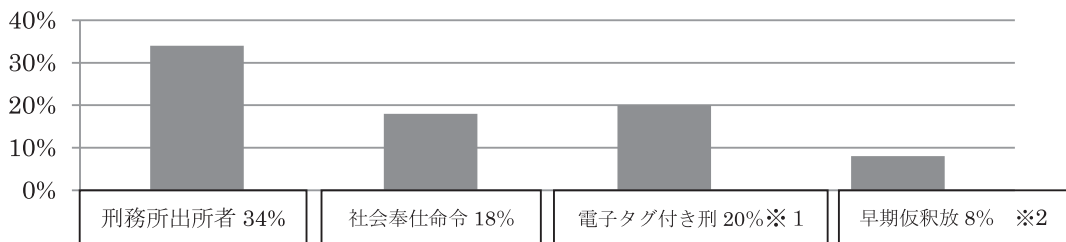
一方で、問題と考えられる点としては、社会奉仕命令が一般社会で行われるため、(a)社会へのみせしめにならないか。(b)地域住民の理解が得られ、受入れ先が確保できるか。(c)今迄の社会奉仕(ボランティア)の意味付けが変わるのではないか。(d)社会奉仕命令違反への心理的圧力が、人権侵害にならないか。(e)保護観察を通じた監視の強化になるのではないか等、である。その実施に際しては、今後、さまざまな角度から議論があることが予想される。諸外国で先行的に実践されている取り組みの検証・分析等により、我が国の社会にあった運営が求められる。

## VI 犯罪者の社会復帰政策

### ーデンマークと日本の現状からー

#### 1. 社会保障

社会保障政策(生活保護・年金・失業給付・職業訓練等)は、犯罪要因や犯罪者の社会復帰に、少なからず影響があると言われている。<sup>15)</sup> 福祉



KRIMINAL FORSORGEN「The Danish Prison and Probation Service 2011」の資料を基に筆者作成

※1「電子タグ付き刑」とはおおよそ3ヶ月以下の判決で電子タグを足首につけ自宅で刑を受ける。夜間外出禁止等がある。

※2「早期仮釈放」とは自発的に14日間の薬物やアルコール治療プログラムを受ける代わりに刑期より前に釈放出来ることである。「give and take」ともいう。

図3 刑罰の種類による再犯率比較 [2011年]



国家であるデンマークは、手厚い社会保障と柔軟な労働市場（フレキシビリティ）を特徴としている。高福祉のリスクを「リスク・シェアリング」として、社会的に分ち合う仕組みを作り、高い経済成長を維持している。犯罪者の出所後の経済問題・就労問題に対しては、所得保障と就労支援をセットにした制度で対応している。例えば、受刑中に資格取得や就労準備のために、外部の職業訓練校へ通学する。あるいは、出所後に一般市民と同様に、所得保障を得ながら長期間の職業訓練を経て、就労を目指す。犯罪者の社会復帰に特化した就労支援としては、企業の社会貢献に基づいた、犯罪者の雇用促進の取り組みがある。<sup>16)</sup>

一方、我が国の犯罪者の社会復帰政策については、2012年度の犯罪白書で、次のようにその重要性が述べられている。「日本では、大多数の人が再犯時に就労・住居・経済的困窮・対人関係等の問題を抱えており、出所後の支援がなければ犯罪の悪循環から出られない」。これらの状況に対して、法務省と厚生労働省では、2006年から連携して、就労支援・住居支援・福祉支援の各対策を開始した。例えば、就労支援として、ハローワーク職員が刑務所に出向き、受刑者へ就労相談・情報提供・就労プログラム等の提供を行っている。また、更生保護就労支援では、受刑経験を知った上での雇用促進を目的とした、協力雇用主と出所者のマッチングをする施策を実施している。だが、一般社会の経済状態の悪化や社会の偏見等により、受刑経験者の雇用確保は、現実的には困難な状況である。特に、職業知識や経験の少ない出所者においては、不安定雇用が主であり、生活を維持するだけの収入を得ることが難しい。刑務所内の職業訓練は、受刑者約7万人に対して訓練定員が4,559人である。「2007年版矯正統計年報」によれば、2007年の新受刑者の64.9%は無職であった。

同様に、現在我が国で問題になっているのが、住居の問題である。生活基盤のない出所者の再

犯が多い。2006年の満期出所者の約半分である7,000人程度は、帰住予定地がなく、再犯率は、釈放後5年以内で約60%である。刑務所の隔離政策により、社会関係や家族関係が受刑中に断たれ、身寄りがなくなった人は、保証人確保の困難等で、ホームレスや再犯者になってしまう。社会保障受給の手続きは、一般的に住所地での申請を基本としているため、住所地がないことによって経済保障、医療保障等が受けられないことがある。行き場のない出所者のための更生緊急保護は、その受入れ施設が少なく、期間も限定されているため、社会復帰に役立つ社会資源としては不十分である。<sup>17)</sup>

さらに、再犯者の多くが、福祉的支援の必要な高齢者や障害者であるという実態から、犯罪者の社会復帰における社会保障の役割は、今後さらに重要になると考えられる。

## 2. 社会復帰政策における連携と一貫した支援

我が国とデンマークの犯罪者の社会復帰政策の違いとして、制度間の連携の問題がある。デンマークでは、受刑から社会復帰まで、矯正保護局という一機関が担当している。処遇目標や社会復帰支援方針が、刑務所と保護観察所で共有され、社会生活を見据えた継続した支援が行われている。

一方、我が国では、矯正局と保護局が分割されており、縦割り行政によって犯罪者の社会復帰支援がスムーズに行われていない。その結果、制度の狭間に落ち、再犯を繰り返す人が少なくない。例えば、福祉制度・就労支援制度・住宅制度・医療制度等の利用には、出所者自らが出所後、各機関を回り利用を開始しなければならない。犯罪者の中にはこれら煩雑な制度を利用できない人もいる。

これらの問題に対処するべく、2006年から犯罪者の社会復帰に特化した施策が取り組まれている。厚生労働省と法務省が連携した「地域生活定着促進事業」<sup>18)</sup>では、受刑者が収容中に、出所後の経済保障や居住場所確保等の福祉的支援が行わ

れている。しかし、対象者が高齢者や障害者に限定されており、一般の出所者の社会復帰支援には繋がっていない。

## Ⅶ 我が国への示唆

デンマークの犯罪者の社会復帰の動向を、刑務所の開放処遇と社会奉仕命令に焦点をあて、今後の我が国への示唆を考察した。結果として、次の二点にまとめられると考えられる。(a)ノーマライゼーション理念による共生への取り組み (b)安全とリスクのバランスによる社会実験、である。文化や歴史、法制度が違うデンマークと我が国を、単純に比較することは出来ない。しかし、安全な社会と国民が安心して生活できることに関わる、犯罪者の社会復帰への取り組みは、現在、両国の共通した課題である。

### 1. ノーマライゼーション理念による共生への取り組み

デンマークでは犯罪に対して、刑事司法の目的である社会の安全を目指しながら、長い歴史の中で培われた個人の人権や尊厳を大切にしたい、共生社会の実現を目指す取り組みを行っていることが明らかになった。デンマーク国民の犯罪者の社会復帰への基本的な考え方は、福祉的理念としてのノーマライゼーション理念に基づいた、「共生」・「統合」という価値観や人間観が中心になっている。「受刑者は罪を償った後、社会に帰ってくる。いずれ彼らと共生しなければならない。社会の一員として役割が果たせるようにして戻ってきてもらいたい。犯罪者を社会の負担としない。」という共通認識がある。自由と責任という言葉キーワードに、犯罪者を「排除するのではなく、社会生活をともにする」と言う考え方である。犯罪という個人が個人に行った害悪を、社会の問題としてとらえ、その中で、被害者個人への謝罪と同時に社会へ謝罪をするという、社会の一員としての責任

の取り方を、犯罪者に求めている。

今後の我が国の罪を犯した人の社会復帰政策は、罪を犯した人と社会がどのように共存していくかを、双方で考えていかなければならないのではないだろうか。デンマークの取り組みについては、犯罪者の社会への再統合施策の実践例として、さらに研究を深める必要があると考えられる。

### 2. 安全とリスクのバランスによる社会的実験

デンマークの矯正保護局の犯罪者の処遇に対する実践的規準として「厳格さと柔軟さ」がある。リスクと安全のバランスを微妙に取りながら、新しい取り組みを実験的に進めて行く方針である。それは、開放刑務所の中で、小さな犯罪は日々起きているが、修正をかけながら問題に対処していることや、社会奉仕命令で社会生活の保障と同時に厳密に規則を守らせるという指導からも明らかである。

我が国でも現在、社会内処遇は議論の俎上にのせられている問題である。その運用には試行錯誤の可能性はある。問題は、犯罪というリスクと当事者の尊厳のバランスを、どのようにとるかである。小長井は、現代社会の特徴として「人々の多様性を認めながらも、一方で、規律や秩序を維持しなければならないという、方向性の異なる課題を同時にかかえることになった」と指摘し、犯罪者処遇の現状を、「これらベクトルの異なる社会的要請に、同時に答える中で取り組まれている。犯罪者処遇の中で、刑事政策（統制）と社会政策（支援）の機能分担が、多くの国で見られる。」（小長井:2011）と述べている。

デンマークの犯罪者の社会復帰における安全とリスクのバランスは、現在、我が国が直面している、犯罪者の社会内での罪の償いという問題への、ひとつの示唆になると考えられる。

投稿受理（平成24年6月）

採用決定（平成25年3月）

注

- 1) 「監獄法」は明治41年に制定されたものであるが、被収容者の権利義務関係や職員の権限が法律上明記されていないなどの不十分な内容があった。2007年6月に「刑事収容施設および被収容者等の処遇に関する法律」として施行された。改正の重点項目のひとつに「受刑者の社会復帰に向けた処遇の充実」があった。
- 2) 2008年6月に「犯罪者予防更生法」と「執行猶予者保護観察法」が整理統合され、「更生保護法」が制定された。再犯防止のための規範性や生活環境調整・就労支援等が強化された。
- 3) 刑罰の一種であり、社会内で一定の時間・期間、無償労働を行う。作業内容は、掃除・公共施設の修理・介護補助等である。
- 4) 2011年度犯罪白書によると、2010年における、一般刑法犯検挙人員に占める再犯者の比率は43%、刑務所の入所受刑者に占める再入所者の比率は56%であり、いずれも近年において上昇傾向が続いている。
- 5) 刑務所出所者等の再犯防止と改善更生は、我が国の刑事政策における現下の最重要課題であるとし、2012年7月に、「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取り組み」として、「5年間に再犯者を20%削減」という数値目標を発表した。
- 6) 法務省は2005年7月、保護観察対象者による重大再犯事件が相次いだことを契機として、「国民の期待に応える更生保護を実現するために」と、「更生保護のあり方を考える有識者会議を立ち上げた。審議会は、合計17回の会議を開催した後、2006年6月に最終報告書を提出した。
- 7) 法務省法制審議会において、2006年から2009年まで26回審議し、「被収容者人員の適正化を図るとともに、犯罪者の再犯防止・社会復帰を促進するという観点から、刑事施設に収容しないで行う処遇の在り方等について」議論した。
- 8) 1990年8月、ハバナで開催された第8回「犯罪防止・犯罪者処遇国連会議」において、「被拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）が採択された。その後、世界各国で、重要な施策であるとの認識により、社会内処遇や非施設処遇の分野における国際的ガイドラインになっている。
- 9) 現在、その導入が議論になっている。社会内処遇と施設内処遇とを結び付ける制度のひとつである。その内容は、「刑務所初入者や薬物使用等の罪を犯した者の再犯防止・更生を目的として、裁判所が3年以下の懲役・禁錮判決を言い渡す者を対象に、一定期間を刑務所で服役させ、その後、残る期間の執行を1年以上5年以下の期間、猶予できる制度

である。出所後の猶予期間中は保護観察を受ける」というものである。これは、現在、満期釈放者の問題とされている、刑期終了時点で保護観察がつかず、いきなり社会に出され、再び罪を犯す人が多いという実情を考慮したものである。

- 10) KRIMINAL FORSORGEN The Danish Prison and Probation Service 2011 -A brief overview- <http://www.kriminalforsorgen.dk/>・[http://www.globaldetentionproject.org/fileadmin/docs/Danish\\_Prison\\_and\\_Probation\\_Service\\_-\\_In\\_Brief.pdf](http://www.globaldetentionproject.org/fileadmin/docs/Danish_Prison_and_Probation_Service_-_In_Brief.pdf).
- 11) 同10
- 12) 同10
- 13) Lars Bo Langsted, Peter Garde, Vagn Greve “Criminal Law In Denmark” p106
- 14) Susanne, Clausen “Samfundstjeneste-viker det” (コミュニティ・サービスの機能)
- 15) 「平成21年度版犯罪白書」では、窃盗は経済的な問題が再犯要因に影響し、窃盗犯に無職者の割合が多いことを指摘している。窃盗で再犯を重ねる人ほど、無職の割合が高くなると報告している。
- 16) 「High:Five」。政府の融資・労働省の支援・王室の後援を得て、2006年に事業を開始した。一般企業に、出所後の犯罪者の雇用促進や就労継続支援を行っている。主に若者を中心に、受刑中から就職後の支援まで、多くの関係機関と連携しながら事業を行っている。再犯者の減少と、一人当たり約2,000万円の経費削減があるということで、各国から関心が持たれている。
- 17) 更生緊急保護では、刑務所出所者に当面の宿泊所・食事・医療や療養等の提供がある。2010年の更生保護施設の受け入れ人数は6,393人である。年間出所者、約27,000人（うち、満期出所者約15,000人）という現状から、その数の少なさが課題となっている。
- 18) 2009年7月より、高齢・障害のために福祉的支援を必要とする矯正施設出所者について、出所後直ちに福祉サービス等が利用できるように、矯正施設入所中から支援を行う。同年、刑務所に社会福祉士が配置され、矯正施設内と社会内支援の連携がとられるようになった。

参考・引用文献

- 相澤育郎「中間処遇について－法制審議会・更生保護施設検討会を中心に－」  
 龍谷法学 第43巻1号（2010）pp147-175  
 加藤久雄『改善処分の研究－社会治療処分を中心として－』慶応通信（1981）pp262-303  
 木下毅「大陸法系－ロマン法族・ドイツ法族・スカンジナビア法族」法学新報第108巻5・6号（2001）

pp1-21  
小長井賀典「更生保護の視点から犯罪者処遇を考える  
- 犯罪者の地域への再統合 -」法學新法 第117巻  
7/8号 (2011) pp.297-328  
齊藤寿「資料デンマーク憲法」『法学論集』駒沢大学8  
号 (1971) pp76-99  
佐藤博史「北欧の『当事者主義の参審制』に学ぶ」  
財団法人日弁連法務研究財団 [http://www.jlf.or.jp/  
jlfnews/vol9\\_4.shtml](http://www.jlf.or.jp/jlfnews/vol9_4.shtml) (2001)  
社会福祉士養成講座編集委員会『更生保護制度』中央  
法規 (2011)  
Georg K. Storup 小沢禧一訳『異常犯罪者の社会復帰』  
東京大学出版会 (1973)  
Susanne Clausen. “Samfundstjeneste-viker det” (コミュニ  
ティ・サービスの機能) Jurist-og Okonomforbundet  
Forlag (弁護士・エコノミスト協会) (2007)  
鈴木優美『デンマークの光と影』リベルタ出版 (2010)  
繁田實造「受刑者と一般社会 - 施設内処遇と社会内処  
遇における接点の問題」刑法雑誌 第20巻3・4号  
(1975) pp397-416  
立岩真也「FOUCAULTの場所へ - 監視と処遇: 監獄の誕  
生を読む」社会心理学評論第6巻 (1987) pp91-108  
塚本重頼「デンマークの裁判制度」法の支配 第36号  
(1978) pp111-114  
刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題  
と展望』現代人文社 (2012)  
中島隆信『刑務所の経済学』PHP研究所 (2011)  
刑事立法研究会『更生保護制度改革のゆくえ』現代人  
文社 (2007)  
日本司法福祉学会『司法福祉』生活書院 (2012)  
日本弁護士連合会司法改革推進センター『デンマーク  
の陪審制・参審制: なぜ併存しているのか』現代人  
文社 (1998)  
ニルス・クリスティ 平松毅・寺澤比奈子訳『人が人  
を裁く時』有信社 (2007)  
浜井浩一・津島昌寛「社会調査 (世論調査) の理論と  
仕組み - Trust in Justiceの調査結果から -」季刊刑  
事弁護No70 (2012)  
藤本哲也「海外の社会内処遇の変遷について」更生保  
護と犯罪予防 第43巻第152号 (2010) pp.7-28  
藤乘一道「更生保護機能の充実強化~ 更生保護法案~」  
立法と調査 第4号 (2007) pp9-13  
「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書(2006)  
「矯正統計年報」(2007)  
犯罪白書 (2006年度~2012年度)  
松澤伸『機能主義刑法学の理論 - デンマーク刑法学の  
思想 -』信山社 (2001)

松澤伸「デンマークの刑事裁判と陪審制・参審制」立  
教法学55号 (2000) pp309~347  
村井誠人編『デンマークを知るための68章』明石書房  
(2009)  
森田洋司他『犯罪からの社会復帰とソーシャルインク  
ルーション』現代人文社 (2009)  
森本正彦「刑の一部執行猶予制度・社会貢献活動の導  
入に向けて」立法と調査 No.318 (2011)  
山岡規雄「デンマーク憲法概説」レファレンス59巻2号  
(2009) pp49-59  
Lars Bo Langsted, Peter Garde, Vagn Greve: Criminal Law  
In Denmark.  
Third Revised Edition, Wolters Kluwer, 2011  
若林章孝「デンマーク型社会経済モデルと交渉・信頼  
による調整 - デンマークという問い -」『ソーシャ  
ル・キャピタルと市民参加』関西大学経済・政治  
研究所 (2010) pp.95-119

#### ウェブサイト

Folketinget “How should we punish crimes”  
[http://www.ft.dk/demokrati/partier/partiernespolitik/  
detMenerPartierneOM/Ret\\_svaesen\\_%20og\\_%  
20domstole/Hvordan\\_%20skal\\_%20vi\\_%20straffe\\_%  
20forbrydelser.aspx](http://www.ft.dk/demokrati/partier/partiernespolitik/detMenerPartierneOM/Ret_svaesen_%20og_%20domstole/Hvordan_%20skal_%20vi_%20straffe_%20forbrydelser.aspx) (2012年5月10日)  
KRIMINAL FORSORGEN “The Danish Prison and  
Probation Service 2011 -A brief overview-”  
<http://www.kriminalforsorgen.dk/>, [http://www.  
globaldetentionproject.org/fileadmin/docs/  
Danish\\_Prison\\_and\\_Probation\\_Service\\_-\\_In\\_Brief.pdf](http://www.globaldetentionproject.org/fileadmin/docs/Danish_Prison_and_Probation_Service_-_In_Brief.pdf)  
(2012年3月8日)  
The Danish Ministry of Justice, JUSTISTMINISTRY [http://  
www.justitsministeriet.dk/](http://www.justitsministeriet.dk/) (2012年5月6日)  
KRIMINAL FORSORGEN “A Program of Principles for  
Prison and Probation Work in Denmark”  
[http://www.google.co.jp/search?sourceid=navclient&hl=  
ja&ie=UTF-8&rlz=1T4SKPB\\_jaJP359JP359&q=32.+A+  
Program+of+Principles+for+Prison+and+Probation+Wo  
rk+in+Denmark](http://www.google.co.jp/search?sourceid=navclient&hl=ja&ie=UTF-8&rlz=1T4SKPB_jaJP359JP359&q=32.+A+Program+of+Principles+for+Prison+and+Probation+Work+in+Denmark) (2012年5月6日)  
DANMARK STATISTIK [http://www.dst.dk/da/Statistik.  
aspx](http://www.dst.dk/da/Statistik.aspx) (2012年8月15日)  
HighFive <http://www.highfive.net> (2012年11月30日)  
Ministry of Justice “A Program of Principles for Prison  
and Probation Work in Denmark” [http://www.  
justitsministerier.dk](http://www.justitsministerier.dk) (2012年8月15日)

(おかべ・まきこ 東洋大学大学院社会福祉学  
専攻博士後期課程)